

第33回

## 若者の怪しい副業・アルバイトのトラブル

—簡単に稼げて高収入?! うまい話には裏がある—

### 相談事例

- ①インターネットで、チャットで相談に乗るだけの副業を見つけて登録し、保険証と学生証の写真を送った。相談に乗った男性から報酬以外に20万円を贈ると言われ、個人情報交換の手続き料を5千円、1万円、3万円、5万円と次々にクレジットカードとプリペイド型電子マネーで副業サイトに支払った。しかし手続きができず、さらに7万円を請求され、だまされたと気づいた。(10歳代、女性)
- ②知人に紹介された荷物の受け取り代行アルバイトの申込み先にチャットで連絡し、住民票と電気料金の領収書の写真を送った。「あなた名義で携帯電話を購入するが、あなたには請求書が届かないようにするので、携帯電話を指定の住所に転送するように」と言われ、指示に従い、報酬6万円を受け取った。しかし後日、携帯電話会社から私宛てに携帯電話機6台の請求書が届いた。担当者とは連絡が取れない。どうしたらよいか。(20歳代、女性)

### ●問題点とアドバイス

怪しい副業やアルバイトに関するトラブルが、10～20歳代の若者に増えています。

#### (1)「手数料」「登録料」の請求に要注意!

「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調するインターネット広告やSNSの情報を安易に信じないようにしましょう。怪しい副業・アルバイトでは、「報酬を得るために必要」などと説明し、ウェブサイト利用料や手続き料など、さまざまな名目でお金を支払わせるという特徴があります。友人や知人から誘われたとしても、少しでも不審に思ったらきっぱり断りましょう。

#### (2)「荷受代行」「荷物転送」は絶対にしない

「荷受代行」「荷物転送」はアルバイトを装っていますが、真の目的は消費者の名義で不正に携帯電話等を購入することであり、その携帯電話等が犯罪に使用されるおそれもあります。

携帯電話不正利用防止法では、携帯電話等の契約時に本人確認が義務づけられており、消費

者の運転免許証や健康保険証等の身分証明書を利用し、その消費者に成りすまして何者かが契約をすることは、同法に違反する行為だと考えられます。身分証明書や個人情報を安易に伝えないようにしましょう。

また、携帯電話等の端末代金や月額利用料、通話料を支払う必要は無いと説明されていても、契約者である消費者に対して請求される可能性があります。請求に応じず強制解約になると、今後携帯電話等の新たな契約をする際に不利益が生じたり、端末代金が分割払いの場合は、信用情報機関に事故情報として登録されたりするおそれがあります。

#### (3) 2022年4月から「18歳で成人」に!

成年年齢引き下げにより、20歳代に多いトラブルが18歳、19歳でも増えることが懸念されます。簡単な作業のみで稼げる副業・アルバイトは無いということを認識し、十分注意しましょう。

参考：国民生活センター「【若者向け注意喚起シリーズ(No.5)】怪しい副業・アルバイトのトラブルー簡単に稼げて高収入?! うまい話には裏がある……」(2021年9月16日公表) [https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210916\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210916_1.html)